平成２７年（フ）第２９号
金沢市城南２丁目６番31号、従前の住所金沢市小坂町巳１番地
債務者　山田　理絵（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第３５号
金沢市平和町２丁目３番９号　ＭＣハイツ平和202号、従前の住所石川県河北郡内灘町字千鳥台２丁目288番地
債務者　石田夕梨佳（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第３号
長野県上田市古安曽1786番地１　サープラスツーリーベン103号
債務者　小林喜代美
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１７号
長野県上田市上田原651番地７
債務者　三木　育子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１９号
長野県上田市上田1174番地１　山口マンション106号
債務者　西脇　重雄
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２２号
長野県上田市蒼久保1449番地１
債務者　宮島美恵子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第５６号
岐阜県下呂市金山町金山2277－１　下村アパート304号、住民票上の住所岐阜県加茂郡白川町白山830番地16
債務者　安江　英俊
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６５号
岐阜市上川手394番地１
債務者　本藤幸四郎
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２１号
三重県津市久居北口町23番地６　サンコーポラス北口１号棟402号室
債務者　畔田　裕康
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３３０号
大津市唐崎３丁目４番28号　エスペール唐崎203号室、前住所滋賀県米原市下多良１丁目５番地レオネクストメゾン米原101号
債務者　松田　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７８号
滋賀県高島市安曇川町田中3135番地４
債務者　志村　　弘
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９１号
滋賀県湖南市菩提寺西２丁目１番８号、前住所滋賀県湖南市菩提寺西３丁目４番８号
債務者　金本幸司こと　金　　幸司
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０号
滋賀県栗東市川辺532番地　Ｂ－105号
債務者　高松　直美
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０号
滋賀県栗東市御園2602番地　102号
債務者　瀧　　賢次
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日３丁目104番地
債務者　眞砂　康宏
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第１２号
鳥取県米子市米原７丁目４－21　ハイツフォーリア107号室、住民票上の住所鳥取県米子市西福原９丁目18番５号　202号
債務者　新田　　満
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第８号
島根県鹿足郡津和野町邑輝73番地、前住所大阪府堺市西区浜寺元町５丁536番地２　高台ハイツ101号
債務者　三家本卓也
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
松江地方裁判所益田支部